特定化学物質障害予防規則	
（略）	（略）
第三十八条の二十一第九項の規定による記録	第三十八条の二十一第七項の規定による記録
第三十八条の二十一第十項の規定による記録	第三十八条の二十一第八項の規定による記録
（略）	（略）
（略）	（略）
粉じん障害防止規則	粉じん障害防止規則
（略）	（略）
第二十六条第八項の規定による記録	第二十六条第三項の規定による記録
（略）	（略）
（略）	（略）
臓器の移植に関する法律施行規則	臓器の移植に関する法律施行規則
第十五条第二項の規定による記録の作成	第十五条第二項の規定による記録の作成（附則第四条において準用する場合を含む。）
第十六条第一項の規定による記録の作成	第十六条第一項の規定による記録の作成（附則第四条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令
第四条第四項（第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成	第四条第四項（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成
（略）	（略）
第十六条第一号（第十九条から第二十一条までにおいて準用する場合を含む。）の規定による文書の作成及び改訂	第十六条第一号（第十九条、第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成及び改訂
第十八条第一項の規定による品質管理業務手順書の作成	第十八条第一項（第二十条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理業務手順書の作成
（略）	（略）
医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令
第六条（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理監督文書への記載	第六条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書の記載
（略）	（略）
第七条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理監督システム基準書への記載	第七条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理監督システム基準書の記載
（略）	（略）
第四十九条第二項及び第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第四十九条第二項及び第四項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成